

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

(平成二十七年二月二十七日)

(金融庁告示第九号)

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最終指定親会社 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。
- 二 営業日 最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号。以下「連結流動性比率告示」という。）第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。）をいう。第三条第二項において同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。
- 三 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。
- 四 算入可能適格流動資産の合計額 連結流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

(金融庁長官が定める場合)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（流動性に係る経営の健全性の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結流動性比率告示第二条の規定により連結流動性カバレッジ比率（同条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）を算出する場合及び連結流動性比率告示第七十三条の規定により連結安定調達比率（同条に規定する連結安定調達比率をいう。以下同じ。）を算出する場合とする。

(事業年度の記載事項)

第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面」という。）に記載すべき事項は、次に掲げる事項

とする。

- 一 連結流動性リスク管理に係る開示事項
 - 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
 - 三 連結安定調達比率に関する定性的開示事項
- 2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、最終指定親会社等の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
 - 二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項
 - 三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項
- 3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
 - 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
 - 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
 - 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項
- 4 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項
 - 二 連結流動性比率告示第九十九条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
 - 三 その他連結安定調達比率に関する事項

(中間事業年度の記載事項)

- 第四条 当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。以下同じ。）の末日である場合において、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
 - 二 連結安定調達比率に関する定性的開示事項
- 2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

- 第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況

を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
 - 二 連結安定調達比率に関する定量的開示事項
 - 三 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第二号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）から適用する。

(日次平均の値に係る経過措置)

第二条 第五条第二項の規定の適用については、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、同項中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。

2 前項の「月次平均の値」とは、最終指定親会社四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値の合計を三で除して得た値をいう。

(開示対象期間に係る経過措置)

第三条 第三条（第一項第三号及び第四項に係る部分を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

第四条 第四条第一項第一号及び第二項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

第五条 最終指定親会社四半期の中途において法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社（同項に規定する指定親会社をいう。次条第一項及び附則第七条第一項において同じ。）の当該事業年度に対する第三条第一項第一号及び第二号、第二項並び

に第三項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む事業年度の末日までの期間をこれらの規定の事業年度とみなす。

- 2 前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第三条の規定を適用する。

第六条 最終指定親会社四半期（事業年度の最初の日を含む最終指定親会社四半期及び当該最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期に限る。）の中途において法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社の当該中間事業年度に対する第四条第一項第一号及び第二項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む中間事業年度の末日までの期間をこれらの規定の中間事業年度とみなす。

- 2 前項の規定により中間事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第四条の規定を適用する。

第七条 最終指定親会社（附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社に限る。以下同じ。）の当該最終指定親会社四半期に対する第五条（第一項第二号を除く。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を最終指定親会社四半期とみなす。

- 一 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 最終指定親会社になった日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間
- 二 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間
- 2 最終指定親会社が附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期の最初の日を当該通知のあった日とみなして、当該日を含む最終指定親会社四半期について、第一条第三号及び第五条（第一項第二号を除く。）並びに附則第二条第二項の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により最終指定親会社四半期とみなされた期間における附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「最終指定親会社四半期」とあるのは「附則第七条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。

改正文（平成三〇年三月一四日金融庁告示第一〇号）抄

平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（令和三年三月三一日金融庁告示第一四号）抄

（適用時期）

第一条 この告示は、令和三年九月三十日から適用する。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第七条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新連結流動性比率開示告示」という。）第三条（第一項第二号及び第三項に係る部分を除く。）の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

2 新連結流動性比率開示告示第四条第一項第二号及び第二項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（同条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

3 最終指定親会社四半期（金融商品取引法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の中途において同法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社（同項に規定する指定親会社をいう。第五項及び第七項において同じ。）の当該事業年度に対する新連結流動性比率開示告示第三条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第四項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む事業年度の末日までの期間をこれらの規定の事業年度とみなす。

4 前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、第一項の規定を適用する。

5 最終指定親会社四半期（事業年度の最初の日を含む最終指定親会社四半期及び当該最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期に限る。）の中途において金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社の当該中間事業年度に対する新連結流動性比率開示告示第四条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む中間事業年度の末日までの期間をこれらの規定の中

間事業年度とみなす。

- 6 前項の規定により中間事業年度とみなされた期間については、同項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、第二項の規定を適用する。
- 7 最終指定親会社（第三項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社に限る。以下同じ。）の当該最終指定親会社四半期に対する新連結流動性比率開示告示第五条（第一項第一号を除く。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を最終指定親会社四半期とみなす。
 - 一 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 最終指定親会社になった日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間
 - 二 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間
- 8 最終指定親会社が第三項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期の最初の日を当該通知のあった日とみなして、当該日を含む最終指定親会社四半期について、新連結流動性比率開示告示第五条（第一項第一号を除く。）の規定を適用する。

(単位：百万円、%)

国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
連結安定調達比率						
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円、%、件)

項目		当最終指定親会社四半期		前最終指定親会社四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額				
資金流出額 (2)		資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額				
3	うち、安定預金の額				
4	うち、準安定預金の額				
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額				
6	うち、適格オペレーション預金の額				
7	うち、適格オペレーション預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額				
8	うち、負債性有価証券の額				
9	有担保資金調達等に係る資金流出額				
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性 ファシリティに係る資金流出額				
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額				
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額				
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額				
14	資金提供義務に基づく資金流出額等				
15	偶発事象に係る資金流出額				
16	資金流出合計額				
資金流入額 (3)		資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額	資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額				
18	貸付金等の回収に係る資金流入額				
19	その他資金流入額				
20	資金流入合計額				
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額				
22	純資金流出額				
23	連結流動性カバレッジ比率				
24	平均値計算用データ数				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 適格流動資産

項番 1「適格流動資産の合計額」の欄には、連結流動性比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 项番 2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第十八条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b 及びc において同じ。）を記載する。
- b 项番 3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第十九条第一項（連結流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（連結流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、連結流動性比率告示第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下 b において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- c 项番 4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第二十条第一項（連結流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（連結流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、連結流動性比率告示第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下 c において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- d 项番 5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（連結流動性比率告示第二十五条のホールセール無担保調達に係る資金の額をいう。f 及びg において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f 及びg において同じ。）を記載する。
- e 项番 6「うち、適格オペレーション預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーション預金（連結流動性比率告示第二十八条第一項に規定する適格オペレーション預金をいう。以下 e において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーション預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- f 项番 7「うち、適格オペレーション預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、連結流動性比率告示第二十六条又は第二十七条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、連結流動性比率告示第二十六条又は第二十七条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- g 項番 8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（連結流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下 gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番 9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第三十一条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。
- i 項番 10「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じた後の額」の合計額を記載する。
- j 項番 11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第三十四条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、連結流動性比率告示第三十五条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、連結流動性比率告示第三十九条第二項に規定する格下げ時資金流出額、連結流動性比率告示第四十条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、連結流動性比率告示第四十一条第二項に規定する超過担保受入額、連結流動性比率告示第四十二条第二項に規定する未提供担保の額及び連結流動性比率告示第四十三条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第三十三条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。
- k 項番 12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十四条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- l 項番 13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十五条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番 14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十七条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、連結流動性比率告示第五十四条第一項の支払を行う金銭の額、連結流動性比率告示第五十五条第一項の差し入れる金銭の額、連結流動性比率告示第五十六条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、連結流動性比率告示第五十七条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、連結流動性比率告示第五十八条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの額の合計額及び連結流動性比率告示第五十九条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十七条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び連結流動性比率告示第五十三条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。
- n 項番 15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十九条各号に掲げるものに係る連結流動性比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、連結流動性

比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計額、連結流動性比率告示第五十一条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び連結流動性比率告示第五十二条第一項に規定する個別発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第四十八条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

- o 項番 16 「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- a 項番 17 「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第六十一条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- b 項番 18 「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性カバレッジ比率告示第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- c 項番 19 「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、連結流動性比率告示第六十五条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、連結流動性比率告示第六十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、連結流動性比率告示第六十八条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、連結流動性比率告示第六十九条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、連結流動性比率告示第七十条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、連結流動性比率告示第七十一条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び連結流動性比率告示第七十二条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第六十五条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、連結流動性比率告示第六十六条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び連結流動性比率告示第六十七条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。
- d 項番 20 「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番 17 から項番 19 までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、連結流動性比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番 21 「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、連結流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番 22 「純資金流出額」の欄には、連結流動性比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番 23 「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番 21 を項番 22 で除して得た値を記載する。
- d 項番 24 「平均値計算用データ数」の欄には、項番 23 の連結流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

(5) その他

- a 附則第七条第一項の規定により最終指定親会社四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第二号を作成

- する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する最終指定親会社四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した最終指定親会社四半期に係る事項については記載することを要しない。
- b この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載する。
 - c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
 - d この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

項番		当最終指定親会社四半期					前最終指定親会社四半期				
		算入率考慮前金額				算入率考慮 後金額	算入率考慮前金額				算入率考慮 後金額
		満期なし	6月末満	6月以上 1年未満	1年以上		満期なし	6月末満	6月以上 1年未満	1年以上	
利用可能安定調達額 (1)											
1	資本の額										
2	うち、普通株式等Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier 2 資本（基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。）に係る基礎項目の額										
3	うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額										
4	個人及び中小企業等からの資金調達										
5	うち、安定預金等の額										
6	うち、準安定預金等の額										
7	ホールセール資金調達										
8	うち、適格オペレーション預金の額										
9	うち、その他のホールセール資金調達の額										
10	相互に関係する資産がある負債										
11	その他の負債										
12	うち、デリバティブ負債の額										
13	うち、上記に含まれない負債の額										
14	利用可能安定調達額合計										
所要安定調達額 (2)											
15	流動資産の額										

16	金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額										
17	貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額										
18	うち、レベル1資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額										
19	うち、項目18に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額										
20	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項目18、19及び22に該当する額を除く。）										
21	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資産の額										
22	うち、住宅ローン債権										
23	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資産の額										
24	うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの										
25	相互に関係する負債がある資産										
26	その他の資産等										
27	うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）										
28	うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関する預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないものを含む。）										

29	うち、デリバティブ資産の額										
30	うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額										
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額										
32	オフ・バランス取引										
33	所要安定調達額合計										
34	連結安定調達比率										

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通株式等 Tier 1 資本、その他Tier 1 資本及び Tier 2 資本（基準日から1年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。）に係る基礎項目の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第四号及び第五号、第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第八号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十一条に掲げる負債の額及び第八十二条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び連結流動性比率告示第八十二条に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーション預金の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十三条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番9「うち、他のホールセール資金調達の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十三条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十四条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- j 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、連結流動性比率告示第九十九条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 11「その他の負債」の項には、項番 12 及び項番 13 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、連結流動性比率告示第八十四条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、連結流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- n 項番 14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番 15「流動資産の額」の項には、連結流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十九条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十条、第九十一条第一号並びに第九十二条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする。
- b 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーション預金に相当するものの額」の項には、連結流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額及び連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第九十二条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。
- d 項番 18「うち、レベル 1 資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、連結流動性比率告示第九十二条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額、連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十九条第八号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、連結流動性比率告示第九十二条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額、連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第九十一条第二号及び第三号並びに第九十二条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。）」の項には、連結流動性比率告示第八十九条第三号、第九十二条第二号、第九十三条及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当する資産並びに連結流動性比率告示第九十二条第五号及び第九十四条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、連結流動性比率告示第八十九条第三号、第九十二条第二号及び第五号並びに第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率

告示第九十三条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- h 項番 22 「うち、住宅ローン債権」の項には、連結流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当する資産の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- i 項番 23 「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、連結流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当する資産の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24 「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、連結流動性比率告示第九十二条第六号及び第九十四条第三号に掲げる資産の額並びに連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25 「相互に関係する負債がある資産」の項には、連結流動性比率告示第九十九条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 26 「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27 「うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）」の項には、連結流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28 「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないものを含む。）」の項には、連結流動性比率告示第九十四条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29 「うち、デリバティブ資産の額」の項には、連結流動性比率告示第九十五条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30 「うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額」の項には、連結流動性比率告示第九十五条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31 「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、連結流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに連結流動性比率告示第八十九条第四号から第六号まで及び第九十五条第二号から第七号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32 「オフ・バランス取引」の項には、連結流動性比率告示第九十七条及び第九十八条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番 33 「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する。
- t 項番 34 「連結安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。